

業務紹介 地方機関

全国に設置された公取委の地方事務所・支所等は、地域における公正かつ自由な競争環境を守る最前線です。

職員は、独占禁止法、取適法、フリーランス法等の執行・運用に携わり、各法律の普及啓発活動や企業や消費者からの相談対応等、多岐にわたる業務を担っています。

地域経済の実情に即した対応を通じて、健全な経済活動を支える—それが地方機関の重要な使命です。

5 中国支所

多岐にわたる業務で成長を重ねる

橋爪 愛佳
Hashizume Manaka

総務課係員
令和7年入局



中国支所総務課では、独占禁止法に係る相談対応、広報業務(独占禁止法教室や有識者からの意見聴取等)、会計業務、採用活動等、多岐にわたる業務を行っています。また、審査課が担当する立入検査の応援に入ることもあり、若手のうちから様々な経験を積むことができるのが地方事務所の良さだと思います。実際、私は1年目ですが、上司のサポートのもと、採用活動での業務説明や独占禁止法教室の講師をメインで担当させてもらったり、立入検査の応援に行ったりもしました。また、中国支所は職員が約20名と小規模なので、課をまたいで協力しながら業務を行うこともあり、課と課の距離が近く和気あいあいしているのが特徴です。

7 九州事務所

チームの力で課題を乗り越えていく

幸屋 健太郎
Koya Kentaro

フリーランス課長
平成18年入局



九州事務所フリーランス課では、フリーランス法に関する、相談・申出対応、調査業務、普及啓発及び他省庁との連絡調整業務を担当しています。同法は施行後間もないこともあり、日々様々な課題が出てきます(いろいろあります…)ので、その度に、課内で議論して前に進めています。仕事は大変ですが、フリーランスの方から「働きやすくなった」とのお声を聞くと、元気100倍です。

また、九州事務所は、九州7県を管轄区域とし、違反行為の調査や正指導等の業務を「ワンチーム」で行っています。居心地がよく、有志で健康食品の共同購入をしていました、ベテランが若手職員からアイドルグループについて教えてもらっていたり、将来設計について真剣に議論していました、楽しそうな雰囲気です。

4 近畿中国四国事務所

あらゆる経験を通じて多くを学ぶことができる

柳井 美暉 Yanai Miaki

経済係長
令和2年入局



近畿中国四国事務所経済取引指導官では、企業の株式取得等による企業結合の届出を受理し、市場に影響がないかの審査対応、事業者が今後行おうとしている事業活動について独占禁止法上問題ないかの相談対応、地方自治体職員等向けに官製談合防止法の研修等、普及啓発の業務を行っています。本局では経済取引局総務課、企業結合課、取引部相談指導室等、複数の課で担当しているこれらの業務を、広く担当することができます。どの業務も独占禁止法違反を未然に防ぐという観点で業務を行うため、まだ起こっていないことをあれこれと予測しないといけないのは難しいと感じますが、あらゆる業界の商慣習や商流を知ることができて大変勉強になる、と感じています。

近畿中国四国事務所には、多数の職員が在籍していますが、同じ部屋で仕事をし、同世代の職員も多くいますので、他課の職員に気軽に質問をしたり話しかけやすい雰囲気です。また、フレックスタイム制、テレワーク制度、年次休暇等を個人の都合に合わせて柔軟に活用できるのでとても助かっています。



1 北海道事務所

情報収集と連携を通じて調査を進めていく

長谷川 元洋 Hasegawa Motohiro

第一審査課長
平成14年入局



北海道事務所第一審査課では、独占禁止法違反に関する外部からの情報提供の受付や、職員自らが情報収集を行うことにより、独占禁止法違反事件の入口を見つける業務を行っています。また、第二審査課と連携し、北海道内における独占禁止法違反事件調査も担当しています。事件調査では、関係者からの事情聴取や収集した物証を基に、事件の実態解明を行っています。

北海道事務所の職員数は約20名。若手からベテランまで様々な年代の職員で構成されています。小所帯ということもある、物理的にも心理的にも職員同士の距離が近く、世代や役職、所属課の別を問わず、相談や意見交換(時には雑談も)がしやすい雰囲気なので、コミュニケーションが取りやすい環境です。

2 東北事務所

取適法の執行と周知に力を注いでいく

白川 慶 Shirakawa Kei

取引適正化調査課 取引適正化調査官
平成22年入局



現在、東北事務所取引適正化調査課では、①取適法(令和7年12月までは下請法)の執行及び②取適法の周知に力を入れています。①では、実際に発注者の事務所を訪問して取引の記録(発注書や支払記録等)を確認するとともに、発注者・受注者双方にヒアリングを行い、取適法に違反する行為が見つかれば勧告又は指導を行っています。また、②では、令和8年1月1日に下請法が改正されて「取適法」になったばかりですので、東北地方6県において東北経済産業局と合同で改正前から取適法説明会を実施しました。

東北事務所では他の課も含めて様々な業務を担当しており、少し忙しくなることもありますが、どの課にも素敵な人材がそろっているので、毎日楽しく仕事に取り組めています。事務所のメンバーで楽天球場に野球観戦に行ったり、松島のカキ小屋でカキを大量に食べたり、とりあえず居酒屋に行ったりといったイベントもあります。

3 中部事務所

アンテナを高く張り気づきを大切にする

小林 ちづる Kobayashi Chizuru

取引課係長
平成24年入局



未然防止に向けて広報活動を広げていく

若林 京祐 Wakabayashi Kyosuke

取引適正化調査課係員
令和4年入局



四国支所取引適正化調査課では、取適法に関する事件調査のほか、事業者から日々寄せられる取適法に関する相談に対して考え方を説明したり、取適法違反を未然に防ぐための広報活動をしたりしています。

四国支所は他の地方事務所と比べて人員が少なく、若手のうちから様々な業務を経験することができます。人員が少ないからこそ上司にサポートしていただきながら、様々な業務において若手でも主体的な役割を担うことができ、日々の業務を通じて成長することができる環境です。また、四国支所では相談対応の際等に疑問に感じたことをすぐに上司に相談でき、場合によっては法律上の考え方について上司と議論することもある等、風通しの良い職場環境が整っています。